

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額  
の個別帰属額の計算に関する明細書

連結事業年度			・	・	法人名	( )	
当期 留保 金個別 帰属額 の計算	個別留保所得金額 (別表四の二付表「50の②」)	1	円	所得基準額を連結 保控除額とする 場合	個別所得金額仮計 (別表四の二付表「44の①」)	24	円
	連結法人間配当等の当期支払額	2			被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入額 (別表四の二付表「9」)	25	
	連結法人間配当等の当期受取額	3			外国子会社等から受けれる剰余金の配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八(二)「13」+別表十七(三の四)「17の計」のうち帰せられる金額)	26	
	前期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(5))	4			受贈益の益金不算入額 (別表四の二付表「11」)	27	
	当期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。)	5			受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二「29」)	28	
	連結留保税額の個別帰属額が ないものとした場合に法人税の 減少額として帰せられる金額	6			法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二付表「27」+「30」)	29	
	連結留保税額の個別帰属額が ないものとした場合に法人税の 負担額として帰せられる金額	7			新鉱床探鉱費又は海外新鉱床 探鉱費の特別控除額の個別帰属額 (別表十二)「42」のうち帰せられる金額)	30	
	別表一の二(一)「5」+「7」及び 「10の外書」のうち帰せられる金額	8			対外船舶運航事業者の日本船舶 による収入金額に係る連結所得の 金額の損金算入額の個別帰属額 (別表十三)「19」のうち帰せられる金額)	31	
	個別所得金額に係る 連結法人税個別帰属額	9			対外船舶運航事業者の日本船舶 による収入金額に係る連結所得の 金額の益金算入額の個別帰属額 (別表十三)「20」又は(2)のうち帰せられる金額)	32	
	個別欠損金額に係る 連結法人税個別帰属額	10			沖縄の認定法人の連結所得の 特別控除額の個別帰属額 (別表十一)「9」又は「12」のうち帰せられる金額)	33	
	(8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」のうち 帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「14」 別表六の二(四)付表「16」-別表六の二(九) 「19」-別表六の二(八)「19」-別表六の二(九) 「10」+「18」)-別表六の二(十)「20」-別表六の 二(一)「20」-別表六の二(十二)「19」	11			収用等の場合等の連結所得の 特別控除額の個別帰属額 (別表十の二「18」+「31」+「34」+「37」+「40」の うち帰せられる金額)又は別表十の二「43」)	34	
	住民税額 ((8)又は(11)のいずれか多い金額)×20.7%	12			肉用牛の売却に係る連結所得の 特別控除額の個別帰属額 (別表十七)「22」のうち帰せられる金額)	35	
	当期留保金個別帰属額 (1)+(4)-(5)+(6)-(7)-(12)	13			個別課税済留保金額 (別表十七(二)の二)「35」)	36	
積立 金基 準額を 連結 留保 控除 額と する 場合	連結親法人の期末資本金 の額又は出資金の額	14			個別課税対象留保金額等 (別表十七(二)「40」+別表十七(三)「33の 内書」+別表十七(三の二)「20」)	37	
	同上の25%相当額	15			連結所得等個別帰属額 (24)+(25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+ (31)-(32)+(33)+(34)+(35)+(36)-(37)	38	
	期首連結個別利益積立金額 (別表五の二(一)付表一「25の①」)-(4)	16			留保金個別帰属額がある連結法人 の連結所得等個別帰属額の合計額 (13)の金額がある連結法人の(38)の合計額)	39	
	期中 増減	17			課税連結留保金額の計算 における連結所得等の金額 (別表三の二「31」)	40	
	適格分割型分割等により 減少した連結個別利益積立金額	18			課税連結留保金額の計算における所得基準額 (別表三の二「32」)	41	
	期末連結個別利益積立金額 (16)+(17)-(18)	19			個別所得基準額 (41)×(38) (41)又は(40)のいずれか多い金額	42	
	個別帰属利益積立金差額 (15)-(19)	20			基準個別留保金額 (13)-(23)、(42)又は0)	43	
	留保金個別帰属額がある連結法人の 個別帰属利益積立金差額の合計額 (13)の金額がある連結法人の(20)の合計額)	21					
	課税連結留保金額の 計算における積立金基準額 (別表三の二「15」)	22					
	個別積立金基準額 (22)×(21)又は(22)のいずれか多い金額	23					
連結個別留保税額の計算							
年3,000万円相当額以下の金額 (43)又は(3,000万円×12)のいずれか少ない 金額)			円	(44)の10%相当額			
年3,000万円相当額を超える年1億円相当額 以下の金額((43)-(44)又は(1億円×12)-(44))の いずれか少ない金額)				(45)の15%相当額			
年1億円相当額を超える金額 (43)-(44)-(45)				(46)の20%相当額			
連結留保税額の個別帰属額の計算							
連結個別留保税額 (47)+(48)+(49)			円	連結留保税額 (別表三の二「42」)			
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(50)の合計額)				連結留保税額の個別帰属額 (52)×(50) (52)又は(51)			